

平成27年度第3回

長洲町

総合教育会議記録

平成27年度第3回長洲町総合教育会議

○日 時

平成27年12月1日(火) 午後2時00分～午後3時40分

○場 所

長洲町役場3階大会議室

○出席者(6名)

町 長	中 逸 博 光	教 育 長	松 本 昇
教育長職務代理者	大 山 司 朗	教 育 委 員	木 下 信 博
教 育 委 員	伊津野 照 子	教 育 委 員	田 中 伏 美

○説明補助員(3名)

まちづくり課長	田 成 修 一	子育て支援課長	山 本 明 子
福祉保健介護課長	吉 田 泰 滋		

○事務局(10名)

副 町 長	竹 本 康 美	総 務 課 長	田 畑 道 尋
学校教育課長	松 本 英 樹	生涯学習課長	山 隈 司
総務課長補佐	城 戸 主 税	学校教育課長補佐	松 林 智 之
生涯学習課長補佐	荒 木 功	生涯学習課長補佐	木 下 誠 市
総務課総務係長	長 尾 恒 心	総務課総務係主査	五十嵐 史 紘

○有 識 者(1名)

消費者教育NPO法人 お金の学校くまもと代表	徳 村 美 佳
------------------------	---------

○関係者(7名)

六栄小学校長	藤 原 伸 作	腹赤小学校教頭	野 間 幸 嗣
長洲小学校教頭	左 村 良 一	清里小学校長	城 祐 治
腹栄中学校長	福 島 英 士 郎	長洲中学校長	船 津 巧
町PTA連合会長	久 村 美 幸		

議事次第

- 1 開会
- 2 主催者挨拶

3 協議・調整事項

貧困の連鎖の現状とこれからの対策

4 その他

平成27年度第4回総合教育会議について

【司会（城戸総務課長補佐）】 皆様、こんにちは。ただいまより、平成27年度第3回長洲町総合教育会議を開会いたします。

それでは、まず、開会に当たりまして、主催者であります中逸長洲町長よりご挨拶を申し上げます。

【中逸町長】 皆様、こんにちは。本日は、第3回総合教育会議にご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、長洲町の教育行政にご尽力をいただいておりますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

9月に開催しました第2回教育総合会議においては、各学校における現状の把握と意見交換を行い、さまざまな問題点の把握やこれからの取り組みについて有意義な議論ができたのではないかと感じております。

前回の会議でありました、法定ではない小学校に入学してからの健診など、来年度からの実施に向けて関係課に検討を指示しておりますので、教育委員会におかれましても、この総合教育会議で調整が図られた事項につきましては、積極的な検討、実施をお願いしたいと思います。

さて、今回の議題では、貧困の連鎖をテーマにしております。貧困の連鎖を断ち切るためにはどのような教育や施策が必要であるか、また、今後行っていかななくてはならないのか、委員の皆様の忌憚のないご意見をよろしく願いいたします。

また、本日は学識経験者として消費者教育NPO法人お金の学校くまもとの代表理事であります徳村美佳様、町PTA連合会から久村様にお越しいただいております。徳村様、久村様におかれましては、専門的な観点、PTAとしての観点からご意見を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本日ご参加の皆さんの忌憚のないご意見のもとに第3回総合教育会議が実りあるものとなりますことを祈念いたしまして、主催者の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

また、今回、委員が交代になっておられますので、事務局からご紹介をお願いいたします。

【司会（城戸総務課長補佐）】 開会に当たりまして、まず、前回まで総合教育会議の構成員でありました松岡友美教育委員が任期満了によりまして、平成27年9月29日より田中伏美教育委員が新たに構成員となります。

次に、今回ご参加いただいております関係者と学識経験者の皆様のご紹介をさせていた

できます。

まず、関係者の皆様でございます。

藤原伸作六栄小学校長です。

【藤原六栄小学校長】 よろしくお願ひします。

【司会（城戸総務課長補佐）】 野間幸嗣腹赤小学校教頭です。

【野間腹赤小学校教頭】 よろしくお願ひいたします。

【司会（城戸総務課長補佐）】 左村良一長洲小学校教頭です。

【左村長洲小学校教頭】 どうも、よろしくお願ひします。

【司会（城戸総務課長補佐）】 城祐治清里小学校校長です。

【城清里小学校長】 よろしくお願ひします。

【司会（城戸総務課長補佐）】 福島英士郎腹栄中学校校長です。

【福島腹栄中学校長】 よろしくお願ひします。

【司会（城戸総務課長補佐）】 船津巧長洲中学校校長です。

【船津長洲中学校長】 よろしくお願ひいたします。

【司会（城戸総務課長補佐）】 また、今回はPTA連合会より久村会長にもお越しいただいております。

【久村PTA連合会長】 よろしくお願ひします。

【司会（城戸総務課長補佐）】 次に、学識経験者といたしまして、消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表の徳村美佳様です。

ここで、徳村先生の経歴等をご紹介させていただきます。

徳村様は、平成7年から5年間、熊本県消費生活センターの相談員として勤務され、平成12年からは熊本県金融広報委員会金融広報アドバイザーとして活動されております。

それまでの経験から、多重債務者など生活に逼迫している相談者への対応に限界を感じられ、多重債務者問題の未然防止と再発の予防には、子供のころからのお金教育と多重債務からの生活再建への支援が必要であるとの思いから、その経験を生かされ、平成16年9月に消費者教育NPO法人お金の学校くまもとを設立されています。

幼児から高齢者まで、世代に応じた講義やワークショップによるお金についての予防教育、教材の開発や著書の執筆、当町を含めた市町村など相談体制の整備、充実などの支援など、多岐にわたるご活躍をされておられます。

詳細は、配付しておりますプロフィールをごらんください。

徳村様、本日はよろしくお願ひいたします。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 よろしくお願ひいたします。

【司会（城戸総務課長補佐）】 関係者の皆様は、以上8名の方でございます。皆様、本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、本日の次第3にございます協議・調整事項となります。

長洲町総合教育会議運営規約第2条におきまして、町長が議長となることになっております。これからは、町長に議事の進行をお願ひいたします。

【議長（中逸町長）】 それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の協議・調整事項であります貧困の連鎖の現状とこれからの対策を協議したいと思います。

では、事務局から子供の貧困問題の概要について、説明をお願ひいたします。

【事務局（五十嵐総務課総務係主査）】 事務局です。総務課の五十嵐と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。

子供の貧困問題につきましては、長洲町だけの問題ではなく、全国的な問題となっております。厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、2012年時点で貧困世帯、つまり全国の平均所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合が過去最悪の16.3%となっております。貧困に直面する子供は約300万人おり、6人に1人が貧困の状態にあるという計算となっております。単純に長洲町に当てはめると、児童、生徒が約1,170名おりますので、その16.3%ということで、約190名の子供が貧困状態であると推計されるというところでございます。

この貧困率の指標につきましては、国で定義されておまして、可処分所得を世帯人数の平方根で割った等価可処分所得という指標の半分をラインといたしまして、それを下回った世帯の子供を貧困と定義されております。長洲町で持っております情報だけでは、同様の国の定義に基づく貧困率を導くことはちょっと難しいので、これは推計の数値としてご理解ください。

また、国の基本的な方針をここでご紹介させていただきます。平成26年1月に施行されております、子供の貧困対策の推進に関する法律が制定されております。ここで、資料1をごらんください。法律の写しを配付しております。

まず、第1条の目的というところをごらんください。読み上げますと、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やか

に育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るためとございます。

次に、第4条をごらんください。こちらには、地方公共団体の責務が規定されております。

次に、第8条をごらんください。政府は、子供の貧困対策に関する大綱を定めることになっております。この大綱につきましては、資料の2をごらんください。ちょっと分厚いホッチキスでとめてある資料になります。これが、政府で策定されております大綱となっております。これは、全部読み上げるわけにはまいりませんので、別につけておりますカラー刷りの横向きの資料をごらんください。こちらが大綱の概略版となっております。右下半分を占めますピンク色の部分をごらんいただきますと、こちらを重点策として位置付けておられます。

中身を見てみますと、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援などがございます。その下に調査研究とか施策の推進体制等がございますが、これは国のほうで実施されるところでございますので、私ども地方公共団体といたしましては、教育の支援をベースとした取り組みを推進していくことも一つの方法ではないかと考えられるところでございます。

重点施策である教育の支援の中身をごらんください。丸印を四つつけてあります。一つが学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進、二つ目が教育費負担の軽減、三つ目が貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進、四つ目が学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援となっております。このように、国においてもいろいろ実施されていることとなっておりますので、私ども地方公共団体におきましても、今後、検討を重ねて、この総合教育会議でも一つの方向性などを出せばいいのではないかと考えているところでございます。

学習の支援につきましては、県のほうでも若干取り組みがされておまして、資料の3をごらんください。熊本県では、ひとり親家庭の子供を対象といたしまして、地域の学習教室事業というものを実施されております。これは、学習支援員、つまりは先生なんですが、それと実施の場所、また、参加される子供たちをそれぞれ募集され、マッチングした地域から順次教室を開催されているというところで案内を受けております。長洲町におきましては、支援員の登録がお一人あっているようでございますが、まだ教室の開催までには至っていないということで、県のほうから聞いております。

ほかにも有名なところでは、大分県の豊後高田市にあります学びの21世紀塾ですとか、

全国的にもさまざまな取り組みがされているようです。

このように、国や県においても、今後、貧困の家庭に対する支援策が実施されまして、予算のほうもついていくような事業の実施が期待、予想されますので、国と県、また長洲町、そして地域、民間がお互いの役割を見きわめつつ、連携して取り組みを深めていくことも今後の一つの方向性ではないかと考えられるところでございます。

早口ではございましたけど、以上、事務局からの説明を終わります。

【議長（中逸町長）】 ありがとうございます。

それでは、貧困の連鎖を断ち切るため、町と教育委員会が今後どのような施策を行っていく必要があるのかを検討するため、学識経験者の徳村先生のご意見をいただければと思います。先生、よろしく願い申し上げます。座られて結構でございます。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 はい。では、座らせていただきます。

では、お手元の資料、2015年1月13日、九州看護福祉大学生生活支援論をもとにお話をさせていただきます。

私は年に1回、非常勤で九看大の学生さんに生活支援論ということでお話をさせていただいています。そのテキストをそのまま持ってきました。これをしゃべるのに90分かかるとは、事務局から20分でおさめろと言われておりますので、ポイントだけお話しさせていただきます。ただ、これを聞いていただければ、今日、私にお声かけいただいとて、とてもうれしく思っております、日ごろ皆様方に聞いていただきたいことがいっぱいあるんですけど、かなり今日お伝えすることができるんじゃないかなと思っています。

あけていただきまして、私が何でここに偉そうにいるかという話ですけれど、お金の学校くまもとの活動目的は、多重債務問題の未然防止で、立ち上げメンバーはこういうメンバーです。私たちのような相談員、法律家、消費者教育をやっている大学の先生、社会福祉士さん、それと保健師の先生とかですね。ここはやっぱりつながっているんです。それと、お金を貸しているほうの人、行政職員さんと一緒に立ち上げました。いろんな人のいろんな視点からこの問題に取り組みたいなと思ったからです。

何をやっているかという、下の4、生まれてから、小さい子供のころから消費者教育は大事だと。それで、人生の諸先輩方も死ぬまで教育が大事だということでやっています。それと、ご相談ですね。それと、家計管理はとても大事で、家計簿をつけることとやりくりできることは別なんです。そういうスキルを実は教えているようで誰も教えていない

ので、できない方が非常に多い。

今日も私、3時半にはここを出て、すこやか館で相談会がされていますけど、それに行かなんとですよ。家計管理がうまくできない軽度の知的障害を持った親御さんが玉名市に相談に来られて、どこに相談に行ったらいいかわからんと。それで、長洲町さんは相談をされていますよということでパスを出して、私もそれに入りますので、時間が来ましたら、すみません、続いていましたら退席させていただきます。

そういうことをやっています。それと、今日みたいなところですね。困っている方への応援団というふうに私たちは行政を捉えていますので、その応援団の方々への応援です。こういうふうな教育ばしてみたらどうですか、こういうふうな相談体制をとられてみたらどうですか、職員さんたちはこういうところに気をかけて住民の方のお話を聞かれてみてはどうですか、こういうことでいろんな提言、提案などをしております。そういう団体です。

5ページのスライドは、私どもの活動を1枚のペーパーにまとめたものです。いろんなことをやっていますというところがございます。

そして、あけていただきまして、スライドの8です。私、平成7年から5年間、熊本県の消費生活センターの相談員をしておりました。そのときから今までもずっとですけども、消費生活センターにどんな相談が多いかというと、悪質商法などの相談も多いんですが、借金の相談がとても多いです。やりくりがうまくいかない、ちょっとした知識がなくてお金を借りてしまって返せない。こういう問題は多重債務といいますけど、このご相談は、大体どこの市町村の相談も統計をとってみると1番か2番だと思えます。実はこういう相談が多いという現状でございます。

そうしますと、次の9ページです。ここで定義です。多重債務って何なのという話ですけど、ここに書いてあるとおりです。クレジットローン、複数の債務、この場合は借金のことです。それをやっちゃって、払いがおくれたり、もう返せないという場合を多重債務、そういう状態を指します。前は消費者金融に10軒も20軒も借りて返せんというのが多かったけど、今は、例えば住宅ローンを借りただけどうまく返せなくて、それが逼迫してほかの税金がうまく払えんとか、保育代がうまく払えんとか、給食費に回らんとか、そういう過重債務という相談も多いです。それと、農業従事者、漁業従事者の方、そういう自営業の方たちも事業がうまくいかなくて、うまくお金が回らないという方も少なくありません。

とても深刻なのは、困っているということを誰にも言えない、誰に言ってもいいかわから

ないから、悩んでしまってみずから命を絶たれてしまう方も多ということ。子供たちが、親御さんが亡くなってしまって自死遺族になってしまう場合も少なくないという現状です。

これからお話しするキーワードは、次のスライドの10、生活困窮です。これが完全にキーワードです。貧困の問題と生活困窮、この支援はセットでございます。

私が今から話しますのは、厚労省の生活困窮者自立支援法というものの説明をいたします。これにおいて、定義としては、生活困窮者とは現に経済的困窮にある方、さっき子供の貧困については考え方が提示されましたが、法律が違いますので、それとはまた別です。この法律は漠然としています。とても広く捉えるみたいですね。とにかく経済的に困っているということであれば、生活困窮者と捉えるみたいです。とても大事なものは、経済的に困っているだけじゃなくて、次の孤立です。孤立しているというところが大きなポイントです。

もう一つ、問題は一つじゃなくて、お金がないということだけではない。例えば、子供たちへのネグレクト、虐待、そういう問題なんかも絡んできます。それと、暴力の問題、夫婦間の暴力であったり、自分の親、配偶者の親、高齢者への虐待といろいろです。それだけじゃありません。後でまたこのことは説明いたしますが、特徴としては、経済的に困っているということと孤立していること。誰も応援の手を差し伸べにくいし、困っている人はどんどん問題を起こされるけん、人がみんな離れていくとですよ。それと、自分たちで困っているとなかなか言えない。だから、どんどん孤立して行って、どんどん状況が悪くなる。これが特徴です。といったように、複合的課題、私たちは多問題家族といいます。多くの問題を抱えている家族、多問題家族であると、これが特徴です。

次のスライドの11ページ。これは、私どもの団体が、何で多重債務、借金返せんごとなるといふふうに見ているか、うちの団体が考えている視点です。考え方がいろいろあるんですよ。うちの団体はこんなふうを考えています。

大きな外の輪がありますね。社会福祉制度の不備や就労の不安定、格差、大きな外的な問題、教育の不足であるとか。それに対して、借金の問題が起きるのは、今までは貸し手側の責任もあつたらうと。金利が高過ぎる、返せんとわかっているのにいいかげんに貸しているとか、お金がなかなか借りるとよかたいという安易なCMをやっているとか。

うちの団体が注目しているのは、こういう外的要因を意識しながらも、一番内側の内的要因です。内的要因というと、その人が悪いというふうに分かる人がいるんだけど、そうじ

やないです。その人、消費者に着目した要因という意味です。左側は、自分ではどうしようもないことですね、突然仕事がなくなったとか、けがしたとか、病気になったとかは。うちの団体が特に注目しているのは右側です。家族関係。さっき言ったようなこと。それとコントロールですね。やりくりというのは、計算だけじゃなくて、計算はしきるけどコントロールしきらんで多重債務になる人がいっぱいいるんですよ。ありていに言うと、金融機関の人、銀行員だって多重債務になる、学校の先生だってなる、行政職員だってなる。誰だってそういう場合に陥る場合があります。それと、家計管理のスキル、技術、知識と技術かな。教育ってほんとうに大事だなと思うんです。それと病気の問題あたりですね。ここら辺は教育の問題と密接なんですけど、こういうところにうちの団体がアプローチしていきたいなと考えています。

多重債務の問題、貧困の問題と言いかえてもいいんですけど、放っておくとどうなるかです。これは、皆さん、言わなくてもわかると思いますが、スライド12ですね。本人とか家族の視点から見るとこういう問題、子供への影響も十分あるということで書きましたし、大きな視点、マクロの視点から見ますと、社会的な問題で地域力も落ちていくんだと。だから、とても大事な施策なんだというところでございます。

まさに今日呼んでいただいたのは、ここの13ページの説明をするために来たんですけど、例えば、三角形の上のほうに点々があるのは、よく例えるのは海に浮かんでいる冰山ですね。船の上から見ると、氷の塊って海の上にちょこっとなら見えないじゃないですか。これが、例えば借金の問題なんですね。お金返せんで困ってますと相談に来なはる。だけど、何でそがんなったかという話をしっかり聞くと、その海面の下には大きな氷の塊があって、いろんな問題が複合的に絡んでいるんだと。そこに問題があって、たまたま借金の問題として表面化している。借金のところを入れかえてもいいですよ。たまたま子供の登校渋り、学校に行けない、給食費を持って来ないとか、いろんな問題として見えてきているだけであって、根っこはほんとうにいろんな問題が複合的に絡んでいるんだという見方をします。

あとは借金のところなので飛ばします。

スライドの16ページ。多重債務については、国も何もしよらんわけじゃなくて、いろんな対策を考えています。

平成19年、多重債務改善プログラム、相談窓口を整備、強化しなさい。熊本県は全市町村に多重債務の相談窓口を100%つくっていますと言っています。皆さん方に聞きた

いけど、長洲町さんはどこの係でしょうという話です。皆さんご存じかなと。実はあるとですよ。だけど、ここら辺の周知をどうするか、それと相談体制をどうするか。

次を飛ばすと、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化。小さいころからの消費者教育が不可欠だとうたってあります。

それと、さっきの経済的な問題は自殺の問題と非常に密接だということで、17ページ。こっちは内閣府の施策ですけど、自殺の総合対策の大綱の中でも、生活困窮のところに着目して、いろんな機関が連携して取り組みましようとなっています。

それと、新しい法律で、18ページですね。平成25年12月に成立して、今年の4月からこれを絶対やりなさいと厚労省が言っています。ワンストップ、とにかく困ったって、いっぱい悩み事を抱えている人に聞くと、縦割りで聞くと、うちの係はそこぼってん、暴力については子育てですもんね、あっち行ってくださいと。子供については教育委員会ですと、あっち行け、こっち行け。ご相談者があっちこっちたらい回しになっている。そうすると、ご相談者だってどこに何を言っているかわからんし、応援団がばらばらでつながってないので、有効的な応援にならんわけです。これはいかんということで、1カ所で話を全部聞きなさいというふうに国が決めました。これが、生活困窮者自立支援法に基づく包括的相談支援体制です。

それなら、皆さんにもう1回聞きたいんですけど、多重債務の相談窓口はどこだろうか。それと生活困窮の相談窓口はまた別なんです。長洲町はどこかご存じですかという話です。こういうところを私たちも知っとかなんし、町民の方たちに広くお知らせしないと。それと、困っている人に一番お知らせしないといけないけど、困っている人は孤立しているので、この情報は届かないんですよ。これをどうするか。そういう問題です。

これは、おもしろいんですよ。包括的な相談は、なんさましゃんむりしなっせと。この黄色いところですね。右側のほうは、本人の状況に応じた支援となっていて、青い囲みがあるけど、これは任意事業なんですよ。国は強制的にはしろとは言わないけど、してほしいねという任意事業です。そうすると、長洲町の場合は、熊本県がこれをしますとなっていて、長洲町の社協さんにおいてきているんですよ。ワンストップで聞くやつは社協さんが窓口です。これは絶対しないといけないのでされてあるけど、任意事業は、熊本県は今のところ本腰を入れられてないので、特にはやってません。長洲町さんも熊本県の施策に従ってやってますので、この右のほう、特にはやってないけれど、長洲オリジナルで、この施策ではないけど、もっと早くから消費者行政において、青の囲みの下から2番目に家

計管理支援ってあるじゃないですか、この法律が来る前から予算をとって、ちょっと手前みそですけど、うちの団体に委託してもらって、家計管理がうまくできない人と一緒に家計簿をつけて家計を見直すというのを何年前からかな、5年ほどしよるよね。これは全国に先駆けてです。これは珍しいので、もうちょっと宣伝されていいと思います。

その下を見ると、子供・若者支援、貧困の連鎖の防止と書いてあるでしょう。厚労省の施策でも貧困の連鎖の防止ということで、子供への施策は任意事業ではあるけれど打ち出しているんですよ。さっき、最初に事務局が言われたのはまた別の法律だもんね。だから、あっちでもこっちでも子供の貧困はどぎゃんかせなんとは言いよってです。だけど、それをトータルとして考える機会が今までなかったと。どこの市町村もそうです。

それで、今回お声かけがあつてよかったと思ったのはこれです。あっちもこっちもしよってよって、あっちもこっちもほんとうは窓口があるとよって、だけど、みんな知らないでしょうと。だから、それをもうちょっと今から推進していきたいなということをお願いしたかったんです。

あけていただいて、じゃあ、実際、我が町でどんな相談が生活困窮事案として入っているのか。これは、この場だから言いますが、今から紹介する事案は長洲町の事案です。スライドの20から見てください。

長洲町役場の福祉課に、Aさんという方が病院代が払えんと相談に来られた話です。ご本人が特定できないように加工しております。多分言っても誰のことかはわからんと思いますが、ほぼ事実です。

次、家族図を見てください。Aさん一家。役場に来られたのが二重丸のAさん、60歳代で年金暮らし。膝を悪くしておられます。一部構成を変えていますけど、ほぼ事実です。お連れ合いがおられて、Bさん、要介護4で入院中、70歳代、年金。ご兄弟がおられたけど一人亡くなっておられて、Dさん——娘さんですね、離婚して子供を3人引き取って、AさんBさんと一緒に暮らしおられる。こういうご家族です。

どうやって相談に来られたか。最初、これはたしか民生員さんがいい人で、近所のことを気にかけていて、Aさんの様子の変だなと気がつかれたんですよ。「Aさん、元気がなかばってん」って言ったら、「そうだ、困っていることがあって、夫が病院に入院しとるけど、入院費が払えんけん、病院からいよいよ出て行ってくれって言われよる。どうしていいかわからん」って言われたので、民生員さんが役場に連れて来られたんですよ。福祉課が対応しています。娘さんが自分と夫の年金を使い込んどるけん、夫の入院費が払

えんって。生活保護で対応できないかと言ったのは民生員さんみたいですよ。Aさん自身は生活保護の知識とか何もないので、それで連れて来られました。

今、長洲町は一生懸命相談体制や相談対応については、研修したり、体制つくったりして一生懸命されているので、こんな不備はあんまりないと思います。これは何年も前で。そのときは、職員さんがまだスキルが足りずに、何と言われたか。年金はあつとでしょう。Dさんが使い込んでいるというところはあんまり注目されてなくて、払うお金がなかなか、安い金利で社協さんがお金を貸しているんで、そんなにお金がなかなか、お金を借りに行かれたらどうですかと言われたんですよ。今はこういう対応はないと思います。これは一番しちやいかん対応ですもんね。なぜか。年金という収入がありながら、払いのものができんというところが深刻なんです。もともとお金がないならもっと深刻だけど、払えるお金がありそうなのに払えないというのは、お金がうまく回っていない。ここがとても大事なポイントなのに、その聞き取りがうまくできとらんわけですよ。だから、お金を借りに行ったらどうですかと言ってしまっている。

そして、生活保護をやったのかというと、年金があるもんだけ、生活保護の基準じゃないわけですよ。もっと年金が低いなら生活保護だけ、お金があったんですよ。だから、生活保護じゃありません。そこで終わっとるわけですよ。それで、帰られた。

そして、しばらくしてまた福祉課に来られたんですよ。今度は、自分一人で来られました。娘が家出しましたと。娘は、以前から精神的に不安定、以前にも家出して何回も命を絶とうとしたと。次ですよ、ここ。孫ちゃんの心配をされているんです。孫の給食費がうまく払えてないって。このとき、給食費は今のところ払えとらんばってん、どうか孫に給食を食べさせてくれって頼まれているんです。お孫さんの様子もこのときに言われているんですよ。当時、お孫さんが中学生で、不安定、中学校にもうまく通えてないかな。小学校の子は通えてはいるけれど、とても不安定。それと一番下の子はおねしょがとまらない。それぞれやっぱり何かSOSを出しているわけですよ。このときも、聞くだけは聞きなはったですね。

次、1週間後くらいにまた福祉課に来られている。いよいよ出て行ってくれと言われたと。このときに、Aさん自身が死にたいと役場で言われてます。ここですよ。相談に乗ってくれる相手がないと言っておられるんです。ここです。この方、とても真面目なのね。だから、次に何を心配してあるかということ、税金を心配しておられるんです。それで、今度は税務課に来られている。固定資産税、国保税の分割納付の約束をしているけど、今は

払えないと。分割納付ということは、何年も前から滞納しているということです。もうそのときにSOSが出とったんです。払いきらんけん、滞納分を本来の払い方ではない分割する支払いの約束をしているということは、税金や保育代、給食費を払えてない人は、悪意で払わない人もおるかもしれん。ぼってん、一見悪意に見えても、よくよく聞くと払いたくても払えない、その方法がわからない、生活困窮かもしれない。

長洲町では、定期的に会議をやっていますけど、徴収担当の人にはいつもいろんな声かけがありよとですよ。滞納しているというのは、生活困窮とか何かに困っているSOSだけん、見逃しちゃいかん。気がついたらちゃんと相談窓口パスを出してくださいと言っています。ということは、この人も分納計画を立てたときにはSOSをほんとうは出されていたんだと思う。だけど、仕組みがなかったから、うまく支援につながっとらんかったわけです。

8月24日になって、もう一回来とんなはる。借金があるって言いなはって、相談窓口はどこか。これが生活困窮の現状というかな。こういう感じです。一つの例です。

ちょっと飛んでもらって、スライドの25ページを見てください。ここに、この一家の問題を赤で書いてみました。問題がいっぱいでしょう。これを多問題家族といいます。子供ばかり見よると、親とかおばあちゃんまで見えないです。高齢者から見ると、高齢者のところばかりで孫までは見えんことが多いですね。だけど、それぞれの係の人がそれぞれの視点で見て、一堂に集まって情報を共有すると、こんなふうに見えてくるわけです。これから、初めて、じゃあこの一家をどうやって支援しようか、そういう支援策が始まるというところでございます。

資料、飛ばしていただいて、30ページ、ここを知ってほしいです。困っている人の現状です。いっぱい要因を抱えられている。自分の悩みを整理できん。だから、子供のところに行くと、子供のことしか言われん。税金のところに行くと、税金のことしか言われん。あまりにも悩みがあり過ぎて、何をしゃべっていいかわからない。これが現状です。だから、どこに行ってもいいかわからんでしょう。相談先があっても、電池切れ。行く気がしない。行ったって、役場に行くなら税務課の人が見よるけん、金を払ってくれって言われるなら行かないでおこう。こんな感じ。余裕がない。言ったように、やっぱり孤立、これが特徴でございます。

ずっと飛ばしていただいて、私、フランスに視察とか行っているんで、その話もしたかったんですが、ちょっと飛ばして、最後の長洲町さんへの提案でございます。

スライドの42ページです。みんながこういうことに気づく人になろうというところですよ。今日の会議なんかもととてもありがたいと思います。相談支援スタッフの人材養成もだし、私たちが気づく、センスのいい人材にそれぞれなるところ。

それと、次の機能的な仕組みですね。一つ相談を受けて、どこかにパスを出すと、みんなが集まって相談を受けるような仕組み。

それと、仕組みをつくっても、形ばかりつくって、回らんごとなる場合もあるですよ。やっぱりうまく仕組みが回るためにどういうことが必要か。

44ページ。仕組みをつくるのと人を育てるのを一遍に両方せんとうまく回らんでしようというところ。

45ページ。長洲町さんは、全国に先駆けてこういう仕組みをいち早く取り入れた町です。すごいです。なかなかこういうのはなかです。真ん中に住民の方がおられて、ちょっと色がついている輪っかが、これは町内連携といいますけど、縦割りじゃなくて横の連携でみんなが情報を共有して一つのチームをつくって、住民の方を応援しようと。それともう一つ、長洲の特徴的なのは、自分たちでしきることもあるけど、しきらんこつもある。だから、町外、外のネットワークともちゃんとつながろうと試みているところに大きな特徴があります。

今日の午前中は、46ページ、長洲町消費者行政推進委員会の会議があっています。これは全国に先駆けてです。熊本県でも県北は進んでるんですけど、県北で一番先にやったのは長洲です。長洲の次に玉東がまねした。玉名がまねして、南関がまねして、今度は和水。こういうところは全国でもないです。長洲町さんが頑張られたからですよ。

それで、申し上げたいのは、最初のところですね。今、私が話したのは、厚労省の生活困窮なんですけど、最初に事務局が説明された子供の貧困対策に関する大綱、これは厚労省が言っていることと全く一緒なんですよね。

ピンクのところの左側を見ると、教育の支援のところの一番上の囲みのところで、下から2番目の丸に貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進と書いてあるんですね。ここについては、私たちが前から言いよる、小さい子供のころからのお金の教育イコール私たちはライフスキル教育って言いよるです。生きるための教育。生き抜くための、死なないためのでもよかけど。具体的には何ばしよるか。

そうすると、またこれに戻ってもらって、スライドの54ページを見てもらっていいですか。六栄小学校の様子です。長洲町さんは予算をとって、私どもに毎年委託していただ

いて、中学校もやったかな、小学校、人生いろいろやりくりゲームというのをしよるです。今年も、二つの小学校…。手を挙げていただいてありがとうございます、伺わせていただきます。毎年やっていただいています。やりくりゲームをやったり、お買い物を実際にやってもらって、お小遣い帳をつける。この子供さん、すごいでしょ。買ったものをきれいに並べて、一生懸命書きよらすもんね。使ったお金は減るんだということとか、計画的にお金を使うという練習です。こういうものがライフスキル教育。私は、こういう生きた教育、生活に即した教育、これが貧困の連鎖を防止するための学習支援の一つだと強く思っています。

それともう一つ、また大綱に戻ると、その右隣の真ん中くらいに、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築とばかり書いてあるとですよ。私が話した生活困窮者自立支援法とくっつけなさいって書いてあるんですよ。これと一緒にやる。長洲町さんの場合は、今日の午前中にあっていた消費者行政推進委員会、これもあるわけだから、全部セットにしてくるくる回せばよかわけです。

一つここで提案したいのは、長洲町さんには消費者行政の専門相談員さんがおられないんですよ。おられないところは、あと和水町さんとここだけですもんね。和水町さんは相談員さんを来年入れなはるです。

今、職員さんの状況を見ると、みんな忙しかろうばってん、こういう施策の後押しがあって、相談はととも増えよるとですよ。今日の午後の相談会も、四つ相談が入っているうち、二つは玉名市に入ったやつを長洲につないだんですよ。だけん私が今日入るとですよ。みんな相談を求めとるとです。

職員さんに聞いたら、あつぷあつぷ。あれもせなん、これもせなん。それも、専門相談員さんじゃないので、聞き取りが難しかったり、何せ手が回らんとです。それと、職員さんは相談を受けるだけじゃなくて、消費者教育の施策もしなはらなんとですよ。

ここで申し上げたいのは、やっぱり専門相談員を入れてほしいし、関係機関が連携した支援相談体制をせっかく先進的につくっているんで、より機能的に回すためには、どうしてもマンパワーの部分に問題を感じます。そこら辺は、やはりいろいろご検討いただいて、ぜひ充実していただきたいなどご提案をしたいと思います。

大体これで25分ばかりしゃべりました。5分オーバーでマイクをお返しいたします。

【議長（中逸町長）】 徳村先生、貴重なお話、ほんとうにありがとうございました。

それでは、これから各構成員や関係者の皆様の意見交換を行っていききたいと思います。
徳村先生に対しまして、ご質問等があられたら積極的に行っていただき、また、活発な意見交換をお願いいたします。

また、久村さんにおかれましては、保護者からの視点として忌憚のないご意見をいただければと思います。

では、ご意見のある方、よろしくお願い申し上げます。

福島先生。

【福島腹栄中学校長】 説明、大変参考になりました。ありがとうございます。

質問は、資料3に関して、地域の学習教育を実際に実施している地方公共団体の取り組みと成果と課題等を知っていらっしゃる分で結構ですので、教えていただけませんか。

【議長（中逸町長）】 この前、教育委員も豊後高田市とかに行かれたかと思います。また、うちも磯町塾なんかも開催いたしまして、そのときに、僕から言わせると、校長先生は見に来ていなかったなというのが一つの本音であります。こういうのを見ないと、なかなか我々の地域の学習教室、残念でたまりません。もっと先生たちも我々の地域に入っていただきたいと思います。まず、これは僕からの意見です。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 情報提供を二つしていいですか。実態をお知りになりたいと思うんですね、どんなことを誰がしているのかと。

私、仲間に岡山大学で教えている教員がいるんです。岡山大学が何をやっているかという、教育学部とか法学部の学生をこの施策に入れているんですね。学習教室の教員、教えるスタッフかな。スタッフになると単位がとれるように大学とタイアップとかしています。地元で九看大とかあるので何かできんかなと思います。

それと、熊本市だったかな、熊本市はどこかのNPOに頼んで、この施策とは別かもしれんけど、生活保護を受けていらっしゃるご家庭の子供たちに定期的な学習支援、それは熊大生が来ていて、そこに呼んでもらって、長洲の小学校さんでやらせていただいている人生いろいろやりくりゲームを、生きた教育をしてくださいたいな感じで、算数を教えるのはまた別よね。やりくりとは何かとか、家族で話し合うこととか、入ってくるお金は決まるととだけん、どこに幾ら使うとか、そういうのをやってみたりしよるかな。

各地でいろんな工夫が始まっているようであります。私が知っているのはその二つです。

【議長（中逸町長）】 生涯学習課のほうで、この前の夏休みにやった授業を説明してい

ただけないでしょうか。

松林君、どうぞ。

【事務局（松林学校教育課長補佐）】 学校教育課の松林です。

今年の夏休みの期間中なんですけれども、小学校が4校ありますが、1年生から6年生までを対象としました長洲海塾という名称で、長洲には有明海がありますので、有明海に近い公民館を会場に、有明海のことについて学ぶ。生物、生き物、あと、海岸で物をつくったりとか、そういった体験活動学習を企画しまして、実施しました。

5日間実施しましたが、子供たちは延べ60名参加していただきました。特に、夏休みは学童保育もあっていましたので、学童保育の子供たちにも声かけをして、六栄と腹赤、清里の学童保育の子供たちも送迎して、学習のほうに参加してもらいました。子供たちは、町内でもなかなか海を見る機会がないと。海岸を見てとても喜んで、率先して取り組む姿がありました。

子供たちも、参加したいけれども、自分で小学校の区域外には行けないとか、あとは親の事情で参加できないとか、そういった声も聞かれました。ですが、今年の冬休みは4小学校区で、会場を4カ所で、冬休み期間の3日間ですけれども、郷土のいろんなことについての学習、また、環境学習、スポーツとか、いろんな体験学習の企画をしております。

【議長（中逸町長）】 落語でもそれをやっていますね。

【事務局（松林学校教育課長補佐）】 落語の体験活動も考えておりまして、熊本市に落語をされている方がいらっしゃいます。町内の区長さんとのつながりがありまして、ぜひ長洲のどこかでできないかということで調整しておりまして、落語の体験活動、子供落語、そういった体験のほうも、今、考えております。

子供たちに対して、いろんな経験をさせたいなど。そこからやる気とか情熱とかを持って、例えば、家に帰ってもそれが生活習慣の一つにでも身につけてもらえればいいのかなど、そういう期待を感じながら、今、やっております。

以上です。

【吉田福祉保健介護課長】 こんにちは。福祉保健介護課の吉田といたします。

私のほうから、先ほど徳村先生のほうからもご紹介がありました、生活困窮者法が今年度4月1日から施行されたということで、確かに窓口が県の社会福祉協議会が熊本県から委託を受けて、各市町村の社会福祉協議会のほうに、これは親の生活、就業相談も含めて窓口という形になります。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 就業相談しますよね。

【吉田福祉保健介護課長】 はい。その中で、先ほどあった任意事業というのを実はやっております、子供の学習支援はしております。

第1回教育総合会議のときにもご紹介差し上げているんですけども、生活保護世帯対象が去年度、今年から生活困窮者、先生が言われたようになかなか定義が難しいので、じゃあ、誰が生活困窮者なのかというのはありますけども、相談に応じて受け入れをしております。

今現在、場所としては、町民研修センター、中央公民館、それと六栄小学校のほうでやっております、現状では5世帯の8名の方、小学校の低学年から高校生までおりますけれども、この方たちを対象に、例えば宿題の残りをやらせたりとか、中学校の3年生あたりには、若干、受験勉強対策等についても支援をしているところです。このあたりは松本学園が委託を受けて、その事業を展開しているというところがございますので、そういう相談がございましたら、社協もいいですけど、私たちのほうまでお声かけをいただければ、生活相談の中からそういった支援もできると思いますので、よろしく願いいたします。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 福祉保健介護係に言えばいいんですか。

【吉田福祉保健介護課長】 福祉係です。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 福祉係。

【吉田福祉保健介護課長】 はい。

【山本子育て支援課長】 こんにちは。子育て支援課です。

先ほど、福島校長先生がお尋ねになりました地域の学習教室についてなんですけれども、こちらも県の事業で、県のほうが熊本県の母子寡婦福祉連合会に委託して実施している事業でございます。

先ほど、事務局の説明の中にもありましたように、長洲町は支援員のご登録も一人あるということで、先生のほうはいらっしゃいます。ただ、実際、募集して、ひとり親家庭の子供さんの申し込みがまだないということで事業開始には至っていないけれども、順次ご相談があれば開催できるような準備は整っているところがございます。

先生ですけども、長洲中の心の教室相談員をされているナカヤマ先生という方が登録されているということを聞いております。

以上でございます。

【議長（中逸町長）】 ほか、何か委員の皆様からありませんでしょうか。

伊津野先生どうぞ。

【伊津野委員】 失礼します。さっき徳村先生のお話を聞きまして、私も小学校低学年のときに不登校になり、そのまま義務教育を終えた子供さんと今かかわっています。小学校、中学校に全然行ってませんので、学習面は零。その方がわかったのは、税金の滞納から親御さんが呼ばれて、そしてひきこもりのお子さんがあるということがわかったわけですね。それから、いろんな皆さんの支援があって、私のほうにつないでくださって、1年半くらいかかわりを持ちまして、今、就労も兼ねてしているところです。いまだに時々私と会って、学習支援をさせていただいています。

そこでちょっと思ったんですけど、例えば、要保護とか生活保護の方は町ででも把握できますよね。だけど、この子はそのはざまにいたわけですね。だから、その辺のところの把握、そこは連携を密にすることと、先生が言われたようにフォローアップというか、そんなのをしなければいけないんだなと感じた次第です。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 コメントありがとうございます。
す。

勝手にしゃべったらいかんね。

【議長（中逸町長）】 いえいえ、どうぞ。では、田中委員。

【田中委員】 いいですか。私、ちょっとまた話が違うので。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 違う。ごめんなさい、口挟んで。

コメントありがとうございます。まさに、今、とても貴重な意見を出していただいたと思います。そうなんです。何かとても目立つ問題があれば、どこかが支援に入りやすいですね。だけど、おっしゃったように、困ってはおられるけれど、本人たちはSOSをうまく出せない。特に、子供なんかは自分でどうしていいかわからない。そうすると、どこかの支援のネットにも入んなはらんとですよ。

今、おっしゃったのは、長洲は町内連携を一生懸命されているので、税務課さんがSOSに気がついて、支援のネットに上げて、子供たちにまでちゃんと視点が行ってたから、きちんとつながった。

済みません、質問していいですか。今、その当事者の方はお幾つですか。

【伊津野委員】 今年、二十になります。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 もう二十になんかはると。そのパスが来たのは何歳のときだったですか。

【伊津野委員】 18ですかね。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 2年前。そうですか。そういうところですよ。どうやって困っている人たちに気づいて支援を入れていくかというのは、私も何と書いていいかわからん。みんながSOSに気づくセンス、視点を持つというところ。それと、ネットがあるということがわからないと、ネットに乗せられんとですよ。こがんときは誰に言うとかよかったらどうかというのを、もうちょっと明らかにされるとよかじゃなかなと。なんさまここに言おうとか。そしたら、そのネットでしゅるしゅるってつながって、支援チームができるみたいなやつをもう少し明確化というか、はっきり打ち出しなはると、もっと早く支援に入れるんじゃないかな。遅れば遅れるほど、この人ももっと早く気がついていけば、もうちょっと力がいっぱいついて大人になれたかもしれないけど、大きくなればなるほど難しかですもんね。いかに早く気づけるかが私たちの課題の一つかなと。ありがとうございます。

【議長（中逸町長）】 一つその中で、相談員体制が長洲町はまだ強化されてないわけです。そういう意味で、子育て総合支援センターをつくらなくちゃいけないと思っています。そして、そこで相談業務、いろんな子供の発達段階に応じた相談、こういうのを29年度ぐらいのオープンを目指して頑張っていきたいなと思っています。

そうしたら、いろんなつながりもできますし、また、そういう意味での相談体制を充実させることによって、これから多動性の子供などいろんな相談が出てくるかと思っています。そういう充実を29年度ぐらいから立ち上げていこうと思っています。来年は、それに向けたいろんな調査をさせていただこうと思っています。

どうぞ、田中委員。

【田中委員】 田中です。私は10月から教育委員になりまして、いろいろ知らない部分が多くて、私もたまたま生活困窮でなかったのも、そういう情報に興味を持って見たことが今までなかったということで、福祉課、子育て支援課、そして教育課でそれぞれ施策があるんだなというのを今知ったんですけども、それってやっぱりばらばらのほうがいいのか、まとまったほうがいいのか。一人の子供がいて、その子は学習支援が必要だと、今、福祉課でありましたよね。それと、子育て支援課もありました。教育課もありましたというところで、これはほんとうはまとまったほうがいいのか、そうやって三つ、四つの

支援が選べる体制がいいのかという部分が一つと……。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】　　ちょっと待ってくださいね。メモしておきますね。まず、支援ね。いろんな施策があるので、どう使い分けるかでしょう。

【田中委員】　　そうですね。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】　　わかります。

【田中委員】　　そうですね。それから、興味があるのは、先ほどの一つの例の、25ページですか。多問題家族の方で、子供さんが不登校、学力不足とありましたので、そのあたりを後でどうフォローアップをされたのか、その後どうなったのかというところを一つ。

【議長（中逸町長）】　　一つ、私は学校の先生方に、教育の支援ということで、一番下の学習がおくれがちな中学生を対象とした学習支援、このためにはどのようなことを町としてすればいいでしょうか。そこを今日聞きたかったんです。予算をつけて学校の先生の課外授業を増やせとか、何でも結構ですので、そこをちょっと今日聞かせていただきたいなと思います。

座っていいですよ。

【船津長洲中学校長】　　長洲中の船津ですけれども、済みません、この後退席しますので一番に発言させてもらいます。

先日、教育長ともちょっとお話をしたんですけれども、町雇いの特別教育支援員さんたちがいらっしゃる。この方たちは非常勤で雇用されておられますので、4時前ぐらいには退勤されるという状況にあります。この方々を使えないだろうかと思っているんです。教員免許も持っておられますので、放課後の時間帯、4時半ぐらいからとか1時間、あるいは1時間半ぐらいの雇用というのができないかなと。子供たちは学校におりますので、学校から帰って、例えば中央公民館であるからそこに集まりなさいと言っても、なかなか行こうとしません。ほんとうに貧困な状況にいる子供たちも含めて、学力を保障したい、学力をつけてやりたいという子供たちはたくさんいるんですけれども、そのような子供たちに一番手っ取り早いのは、学校で場は提供できる、そして子供たちにも学習を与える機会ができるということで、その方たちを何とか活用できないかなと思って話をしたところでした。

【議長（中逸町長）】　　先生、私からも一つ質問がありますけど、これを先生方に残業つけるということで、先生方が教えるということは不可能なんですか。

【船津長洲中学校長】 中学校の場合は、ほとんどの教職員が部活動を担当しております。部活動をやった後、そしてその後、授業の準備をするということで、毎日のように8時、9時、あるいは10時とかまで残って仕事をしている状況にあります。そこに、たとえ残業という形で何らかの謝礼が出たとしても、そこに時間を見出すことはなかなか厳しい状況にあるなと思います。

【議長（中逸町長）】 ありがとうございます。福島先生、何かありませんか。

【福島腹栄中学校長】 私が今思いつくのは、町の支援員の方の勤務時間に関して、もう少し延長していただいて、低学力の子供さんに関してのかかわりを増やしていくのが学力を上げる一つの大きな手だてだとは思いますが、今のところはそんな感じですか。お世話になります。

【議長（中逸町長）】 ありがとうございます。一応、中学校のということで書いてあるものですから。

そのほかご意見あったらお願いします。木下委員。

【木下委員】 教育委員の木下です。よろしくお願いします。

実は、今日のテーマについて、二つほどしか回答が頭になかったんですが、貧困であげたのが経済的支援、それから、連鎖を断ち切る意味では、学習支援の中で子供たちの力をちゃんとつけていく、そのことについて、これから先、いろいろ取り組みをやっていけばいいのかなと、そういうことで来たんですが、実はいろんな法律とか大綱を読んできましたが、読めば読むほど難しいなというのが印象でした。それから、今日の話がかなりショックでした。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 そうですか。

【木下委員】 というのは、ここまで深刻な状況だとは思いませんでした。それで、我々も不登校なり、いろんなことに教育的支援も事務局のほうとも話があると思いますが、それで町のほうにかなり無理をして予算的なものをお願いしているわけですが、教育問題にしても、雇用の問題にしても、やっぱり今おっしゃったとおり、底辺では複雑に絡み合っている、それから見えにくい、対応もしにくい。そういう状況で、やっぱり無理かなということ、いろんな問題を話し合いますが、ここまでかな、これは町なり県なりをお願いする事項にあるのかなというのが、ある面ではそのような出方をしておったわけですが、今回、私たちは学びの支援のほうで、今おっしゃったとおりやることが、ある面学習支援のほうですから、これは一つだと思います。

それから、今おっしゃったとおり、学校の現場というのは、今は余裕がないということ
でなかなかそのほかに手を緩めることがしにくい。ただし、今回については学校がプラッ
トフォーム化した上でいろんな取り組みをしていくことになっていますので、このことは
一つかなと。

それから、この施策は総合的なものですから、今日ここに参加している方々のネットワ
ーク、あるいはそれぞれの貧困の状態を早目に把握した上で、それに対する取り組みが必
要ならば、今日ここで情報公開した上で取り組みをしていくことが必要かなと。

それから、さっきありましたように、学習の中退者とか、いろんな施策がありますけれ
ども、それについても町として、例えば土曜日の学習塾、あるいはそれぞれの地域未来塾
ですか、そういう中で、中退者たちの学びの支援とかがあるような気がしますが、ほかの
ところはどうかかなと考えながら発言しているんですが。

以上です。

【議長（中逸町長）】 久村さん、P T Aの立場から何かございませんか。

【久村P T A連合会長】 今日は、この場に来て、いろんなお話を聞いて大変勉強にな
りました。また、深刻なお話を聞いてちょっと暗い気持ち、重い気持ちにもなりました。

私も子供たちに一番とするものは、最終的にはちゃんとした仕事について、社会の役に
立つということなので、そのためには学力が一番大切ではないかなと思っています。

先ほどもお話がありましたけれども、中学生の学力不足に対して、例えば生活が困って
いる方であっても、親の考え方として、子供の学力が大切だという方ならば、無理をして
でも塾にやったりされている方もいらっしゃると思います。でも、余裕があってもそうい
うことに関心がない方もいらっしゃる。結局、私も学校で子供たちに放課後とかに学力不
足を補えるのが一番いいのかなと思うんですけども、そこで、あなたは生活困窮者の子
供だから学べますよとか、ひとり親の子供だからここに行けますよとか、それは既に子供
が生まれ育った環境によって差がついていることになるのではないかなと思います。誰で
も気軽に、今日は参加して勉強していこうかなというような場があったらいいんじゃない
かなと思っています。

以上です。

【議長（中逸町長）】 ありがとうございます。

大山職務代理者。

【大山委員】 大山と申します。よろしくお願ひします。

さっき、田中委員から質問があったことをどちらからかお答えできればお答えしていただきたいというのと、私からは、さっき山本課長が長洲町では学習支援を5世帯8名、松本学園にお世話になってやっているという話、私、これちょっと初耳なんですけれども、資料3の地域の学習教室というのにちなんでやられているんですか。

【吉田福祉保健介護課長】 私のほうから言っているのです、私のほうからお答えしたいと思います。一番最初に徳村先生やうちの総務課の五十嵐のほうからもお話がありましたけど、内閣府のほうで子供の貧困というものを問題視してから法律ができたというところから、今、例えば私たちの福祉部門でいくなれば、生活困窮者自立支援法という各法律に落とし込まれているんですね。そういった中で、さっきの田中さんの質問に通じるところがあるんですけれども、要は国が、内閣府が一つ法律をつくった。それによって、例えば厚労省であるとか、文科省であるとかが各所管の法律をつくって、施策を今展開しているというところで、似たような事業があるというのだと思います。

今、紹介した中で、ほかに私が個人的に知っているのは、例えば、どこでやっているのかは知りませんが、不登校の子供とかを集めてというのも県の委託事業であっているというのは聞いたことがあります。

その中と、先ほどの徳村先生の話の中から私も思ったのが、一つは、ばらばらのところでやっている事業、私たちもよくあるんです。何でこんなにばらばらなのかなというところがあるんですけど、でも、先ほど先生が言った氷山の一角の問題ってどこから出るかわからないよねというのがありますよね。そうした中で、その情報、氷山の一角を見つけたところが連携をして、ほかにも問題があるんじゃないかなろうかとかいうところをつなぐということも、私たちからすると、一つ重要な視点なのかなと。

今、福祉課サイドのほうでは、生活困窮や介護とありますとか、そういった相談が来ます。その中で、結局、よくよく話を聞いてみると、先ほど先生のお話にあった子供さんの問題が出てきたりとか、そういうのがあるんですね。そういうのが引き出せた場合は、私たちも各関係機関につなぐ努力をしています。

何が言いたいかというと、そういう事業があるということは、窓口が実際いっぱいあるんですけど、支援者で気づく人たちもいっぱいいるのかなという考え方もできますので、やはり大事なのは、長洲町であればこういう会議、あるいは関係者がそういう制度を知っているということと、そこにつなげてやる、それをいかに引き出せるかということが一番大事ではないかと思うんです。そういったところを充実させていければ、今よりも少し、も

う一步踏み込んだ支援ができるのではないかなと思った次第です。

済みません、回答になっているかどうかわかりませんが、以上です。

【大山委員】 さっきの松本学園のは福祉課のほうでしているんですか。

【吉田福祉保健介護課長】 はい。その事業内容は、生活困窮者自立支援法の中で、県が任意事業として学習支援の部分でやっている事業です。具体的な資料を今日は持ってきてないんですけど、大体県下でこの事業をやっています。うちの場合は、町ですので、実は玉名の福祉事務所が包括した形になるんですよ。

ただ、ちょっと複雑なんですけど、先ほど言いました、これを熊本県自体が県の社会福祉協議会に委託をして、各市町村の福祉協議会が窓口で、この窓口は学習支援のみならず、生活支援体制、例えば、親の就労支援をつなげたりとか、そういったものの相談窓口は全部設けなさいということで設けられています。その中で、対象の子供さんがおられる方については、福祉事務所あるいは町の役場が入って、こういった方たちへ実際にやっているサービスのほうにつなげていくというところなんです。そこを委託されて、受けているのが松本学園のほうで、要は県から委託を受けて事業をやっていると。当然、教えられている方は教職員の免許を持たれている方。先ほど徳村先生からあった、私たちも聞いているのは、ちょっと熊大生とは聞いてないんですけど、大学生のバイトさんとか、そういった方たちを雇って、そういう子供たちの教育をしているというところで聞いております。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 やっていますもんね。教育は学生とか。済みません、私、もうそろそろ抜けないといけない。

【議長（中逸町長）】 どうぞどうぞ。では、先生、まとめを。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 しゃべるだけしゃべってよかったですか。ごめんなさい。申しわけない。

田中委員から質問が二つあったので、まず、確かにとてもわかりにくい、混乱しちゃう。私もそうです。どこにどんな法律があるのかよくわからない。けど、どこを読んでも、大体キーワードは「連携」と書いてあります。縦割りだけん、それはもったいなか。この施策もこの施策も連携しなせって書いてあるとですよ。

一つは、さっき、つなぐとかまとめるとかおっしゃったけど、それだと思います。いろんな人たちが情報を持ち合って共有する場、仕組みが大切だと。何遍も言いますが、長洲町さんは前から全国に先駆けてしよんなつとですよ。それが長洲町消費者行政推進委員会。だから、どこかの施策でひっかかって、この子が心配、どうも親がこがん問題ば抱え

となはるごたある。だったら、守秘義務の問題とかいろいろあるので、そこはちょっと今日は細かく言いませんけど、ご相談者の同意書を得るとか、同意が得られん場合は名前を伏せてとか、とにかく共有する場に投げる。そして、どの施策でやっていいかわからんってあるでしょう。

これは受け売りですが、私はこの間この問題で、福岡大学で全国大会があつて、2,000人くらい人が集まってわーわー言ったんですよ。その受け売りを言いますね。この問題にこの法律を当てはめるといふ考えじゃないと。問題があつたら、どれでもいいと。当てはまりそうなやつを当てはめて、使えるものはどんどん使う。ないなら広げるって言いなはった。とにかくやれることをやる。そこで大事なのが役割分担ですよ。重なっている部分もあるけん。これは、学校がしなはらなんとだろうか、教育委員会だろうか、子育てだろうか。そこは共有して、チームになって、まず情報共有をするでしょう、集まるでしょう、そして問題点を洗い出しますよね。そして、支援策を考えるんですよ。どれを先にせなるとか。そして、誰が何をすると役割分担して、なんさましてみる。そして、もう一回チームで寄って検証すつとですよ。その繰り返しです。

こういうことを長洲町は前からしよんなはるし、今、こういうやり方を熊本県北はやり始めています。これがどうも一番よかごた。いろんな異業種とか多業種の人が情報共有して、誰がせろじゃなか、ここはしきるて。今までの縦割りだと、それはおたくのだ、うちのじゃないって、やったりとったりが多かつたんですよ。そうじゃなくて、みんなで集まって、ここは私がしきる、ここは俺がしきる、ここはしきるって、みんなでしきる部分を探し出すというかな、役割分担をする。チームでやるというやつですね。法律は難しいけど、それぞれ専門部署がおられるので、寄って、そこはうちの施策でこれができそうだといいところでやるということではないかと思ひます。

そしてもう一つ、多問題家族の実情ですね。これは、実際のやつはとても難しかったです。どがんでよかかわからんかつたけん、外から応援団を呼びました。何が難しかったかって、問題が多過ぎてどこから手をつけていいかわからんだつたです。

もともと借金抱えとなはるけん、親の年金をとっていたんでしょ。となはる娘さんの借金の整理をしたかつたけど、拒まれるんですよ。役場には相談したくないとか。特に、心の問題とかあんなはるけん、そういうお話が十分できる状態ではない。でも、子供たちは困っている。一番困っているのは誰かと言うと、Aさんでしょう。

わからんかつたけん、たしかあときは九看大のクサカ先生を呼んで、一緒に考えても

らいました。どこからいくとうまくいくのか。誰が一番困っているか、みんな困つとるばつてん、誰を応援すると一番効果的だろうかという話になったんですよ。Aさん、高齢者の介護の問題から入ったほうがよかばいって。Aさんを直接支援する、それとBさん、老老介護だけですね。そこから支援して仲良くなって、お孫ちゃんの問題に取りかかろうと。それと、お子さんの情報はAさんからの情報でしかなかったので、学校関係者の人に子供たちの様子を聞こうってしたもんね。保健師さんとかと一緒に学校にインタビューに行って集めたんじゃないかな。そんなふうにいるしとるとですよ。だけんって言って、これが夢のような解決をするかといったら、そうじゃなかわけです。

こういう多問題家族というのは、それこそほんとうに複雑なので、夢のような解決はないです。だから、早く支援するとこぎゃんぐちゃぐちゃにならんとよ。だから、早く支援する。でも、起きてしまった問題については、できることを諦めずにやる。

一番夢が持てるのは子供たちです。お母さんのDさんはなかなか難しい。諦めるんじゃなくて支援を急ぐのは、ほんとうに困っている高齢者のところもだけど、子供たちの支援。これは未来があるけん、そこをどういうふうに具体的に応援していくか。

ごめんなさい。細かいところは時間が来ちゃったので、この続きはまた何かの機会に。済みません。ご相談者が待っとんなるけん、行きます。

【議長（中逸町長）】 先生、ほんとうにありがとうございました。

【徳村消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表】 済みません、しゃべるだけしゃべってから。ありがとうございました。失礼いたします。

【議長（中逸町長）】 それでは、時間もある程度来たようで、貧困の連鎖の問題はまだまだ、今日は長洲町の現状を出してきたのかなという感じです。次回もまた引き続き、この問題で、来年度の予算にも上げていかなくちゃなりません。そういう意味で、次回も同じ内容で、今後、来年度の予算にどういうことを予算計上したらいいかということも含めて、また学校の校長先生、教頭先生におかれましても、じゃあ長洲町としてこういうことをやってくれと、次回はそういうことをお聞かせいただいて、新年度の予算に間に合うような形で、それが予算化できて、効果があるかどうか、また、こういうのを入れたらどうかということをお聞きしながら、もう一回、貧困の連鎖についてのご意見を聞かせていただくとともに、長洲町、みんな一致団結して、これを断ち切っていきたいと思っております。

私としましては、もう少し経済分野にも入っていきかけたんです。やはり貧困の家庭

というのは、母子家庭、父子家庭が多いのではないかと思います。そして、所得が大体150万円ぐらいじゃないかなという気がいたします。これを何とか、長洲町は第2次産業の町でもあります。こういうので少しずつ働く人の所得を増やしていけるような職場、パートから正規の職員へ、次回、こういうのもテーマとしながらやらせていただければと思います。

そういう意味で、長時間にわたり、まだまだご意見もあろうかと思いますけど、ある程度時間も参りましたので、ここで事務局のほうにつなぎたいと思います。

【司会（城戸総務課長補佐）】 それでは、次第4でありますその他について、事務局からご連絡いたします。

【事務局（長尾総務課総務係長）】 それでは、事務局から、次回、第4回目の総合教育会議の日程等のお知らせをいたしますけれども、今、町長からございましたとおり、次回についても時期等を再度調整させていただきたいと思います。

また、テーマにつきましても、貧困の連鎖につきましても、引き続き協議を行っていきたいということで町長のほうからもございましたので、日程は、一応、2月の前半ぐらいを予定しているところです。予算の時期が……。

【事務局（田畑総務課長）】 1月の後半。

【事務局（長尾総務課総務係長）】 申しわけございません。1月中に開催ができるように再度調整を図らせていただきたいと思います。テーマにつきましても、本日に引き続き貧困の連鎖ということで調整をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

【司会（城戸総務課長補佐）】 事務局の連絡等に何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【司会（城戸総務課長補佐）】 それでは、本日の会議は以上で終了となります。

これで、平成27年度第3回長洲町総合教育会議を閉会いたします。皆様どうもありがとうございました。

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、長洲町総合教育会議運営規約第6条第3項の規定に基づき、ここに署名する。

町 長

教育長